

## 今般の水害等に係る環境省における放射性物質関連対応等について

### (除染・中間貯蔵・汚染廃棄物)

平成27年9月24日(木) 11:00現在  
 環境省 水・大気環境局  
 廃棄物リサイクル対策部

#### 【除染関連】

##### ○ 国直轄除染

- ・ 10～11日は、降雨の少なかった一部地域を除いて、工事休止。
- ・ 仮置場については、飯舘村、川俣町の一部の仮置場において、一時、冠水が生じたが、既に水は引いており、保管物が漏出するような危険は生じていない。
- ・ 飯舘村内の除染工事現場において、河川の水が流入した際に冠水した農地から除染時に現地置きしていた大型土のう袋等が河川に流出。流出数量・場所の確認、回収等を実施(439袋を発見。そのうち、人が近づけない場所等を除いて398袋を回収済み(9月24日11:00時点))回収等の実施状況について、環境省本省と福島環境再生事務所において、集計・公表【別添1及び2】。9月17日までに、人が踏査できない場所等を除き一通り調査は終了。
- ・ 9月17日18:24、受注者から福島環境再生事務所に対し、「土のう袋を探していた作業員5名が戻ってこられなくなったため、消防に通報した」旨連絡あり。福島県警察本部機動隊、南相馬警察署、相馬消防本部、陸上自衛隊の捜索・救出活動により、18日10:00までに5名全員を保護。

##### ○ 市町村除染

- ・ 日光市の2カ所の現場保管場所において、除去土壌の流出や崩落を確認。
- 公園内の護岸が洗われて崩壊し、保管されていた558袋のうち推定334袋が流出。市が回収作業を実施中。
- 登山道の休憩所の現場保管していたところ、その法面が崩落し、保管されていた132袋のうち少なくとも7袋が落下。市が再集積・養生等を実施中。

##### ○ 改善策

- ・ 上記の事案を受けた再発防止策、災害時の連絡体制の強化、豪雨等の自

然災害やその対応に当たっての安全確保について改善策【別添3】を取りまとめた上で、除染等工事受注者に防災体制の確立を指示。

**【中間貯蔵関連】**

- ・ 9～11日にかけて予定していた郡山市、会津美里町及びいわき市の仮置場からの輸送については、一部を除き中止。12日から通常どおり輸送を再開。
- ・ 10～12日の間、毎日保管場周りの点検を実施し、異常がないことを確認。

**【汚染廃棄物関連】**

- ・ 指定廃棄物については、5県（宮城、栃木、千葉、茨城、群馬）及び福島県のすべての一時保管場所について被害がないことを確認済み。
- ・ 指定廃棄物の一時保管場所の管理徹底について検討を開始。【別添4】
- ・ 対策地域内廃棄物についても、仮置場・仮設焼却施設ともに被害がないことを確認済み。

平成27年9月24日(木)11時00分現在

## 国直轄除染等工事等における災害被災状況について

○9月24日(木)11時00分現在の状況は以下のとおり。市町村内での法面崩落による道路への土砂流出等による通行止め、河川増水等により、現地確認が現時点では難しい場所については、今後、状況が改善次第確認を行う予定。

市町村		被災及び対応状況
川内村	仮置場	<small>ぬかづか</small> 糠塚仮置場において雨水を排水するための排水溝を設置している法面が崩落したが、仮置場や大型土のう袋等自体に異常はなく、9月14日(月)から修復を開始。
	その他の除染現場	現時点で異常は確認されていない。
檜葉町	仮置場	<small>なみくら</small> 波倉仮置場で道路側溝より雨水流入したが、仮置場や大型土のう袋等自体に異常がないことを確認。洗堀箇所については9月16日(水)に修復を完了した。
	その他の除染現場	現時点で異常は確認されていない。
川俣町	仮置場	甲2区仮置場、甲8区仮置場が冠水したが、既に水は引いており、大型土のう袋等自体に異常がないことを確認。
	その他の除染現場	<small>くちぶとがわ</small> 口太川の水が農地に流入したが、除染済みの農地であり、大型土のう袋等は置いていなかった。
飯舘村	仮置場	<small>すがや</small> 須萱仮置場、 <small>いとい</small> 飯樋仮置場が冠水したが、既に水は引いており、大型土のう袋等自体に異常がないことを確認。 <small>ながどろ</small> 長泥仮置場において法面が崩落し、囲いの一部が破損したが、大型土のう袋等自体に異常はなく、速やかに修復予定。

	<p>その他 の除染 現場</p>	<p>比曾川、新田川、飯樋川、真野川及び堰場川の水が農地に流入した際に冠水した農地から除染時に現地置きしていた大型土のう袋等が河川に流出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18日（金）のお知らせ以降、河川内から <u>15</u> 袋を発見し、これまでに発見した袋数は、除染工事に使用した <u>439</u> 袋と未使用の <u>9</u> 袋を合わせて、<u>448</u> 袋（うち、飯館村 <u>437</u> 袋、南相馬市 <u>11</u> 袋）。</li> <li>・ 飯館村内で発見された <u>437</u> 袋のうち <u>269</u> 袋については内容物が入っていない状態。</li> <li>・ 南相馬市内で発見された <u>11</u> 袋は、すべて内容物が入っていない状態。</li> <li>・ 発見された大型土のう袋等の数が推計流出数の <u>395</u> 袋を超えたため、発見した袋が除染工事に使用した袋か、未使用の袋かを確認したところ、<u>未使用の袋であることが確認されたものが 9 袋あった。</u>発見した袋のうち、除染工事に使用した袋数は <u>439 袋（=448-9）</u> である。</li> <li>・ そのうち <u>398</u> 袋（うち、飯館村 <u>392</u> 袋、南相馬市 <u>6</u> 袋）を河川より回収したが、<u>41</u> 袋は増水した河川の対岸や中州にあり、重機や人が近づくことが出来ないため、河川水位の低下の状況を確認しつつ、今後回収を行っていく予定。特に、<u>41</u> 袋のうち <u>36</u> 袋は河川の水位低下が確認された後も人が近づくことが出来ない場所にあり、<u>目視により中身がないことが確認されている状況であることから、作業員が危険をおかして早期の回収を行う状況に</u>なく回収は困難な見込み。</li> <li>・ <u>また、36 袋のうち、5 袋は遭難した作業員が梵天大滝付近で発見した内容物が入っていない草木類の袋数であり、回収が特に困難な見込み。</u></li> <li>・ <u>なお、回収困難な 36 袋のうち、31 袋の中には未使用のものが一定程度含まれていると考えられるものの、回収が困難なことから、未使用のものには含めていない。</u></li> <li>・ 引き続き、<u>速やかな回収を進める。</u> (現地確認は一部到達困難な箇所がある)</li> </ul>
--	---------------------------	---

田村市 葛尾村 南相馬市	仮置場	現時点で異常は確認されていない。
浪江町 富岡町 双葉町 大熊町	その他の除染現場	現時点で異常は確認されていない。

※下線部は前回（27年9月18日（金）18時00分時点）からの変更点

(別添2)

平成27年9月24日11時時点

# 流出、発見、回収した大型土のう袋等の袋数について

出水当時に農地に置かれていたと推計される袋数※1	175,097袋
現在現地に残されている袋数	174,702袋
流出したと推計される袋数	395袋

※1 各現場の作業日報や作業員への聞き取り等により、出水当時に農地に置かれていた袋の数を推計

発見した袋数	439袋 (発見)				
発見した袋数のうち、内容物が「除去土壌」、 「草木類又は分類困難、不明」の袋数	23袋 (除去土壌)		416袋 (草木類(271)又は分類困難・不明(145))		
発見した袋数のうち、回収した袋数と未回収の袋数又は回収困難な袋数	23袋 (回収)	0袋 (未回収)	375袋 (回収) (草木類(261)又は 分類困難(114))	5袋 (未回収) (草木類(5)又は 不明(0))	36袋 ※2 (回収困難) (草木類(5)又は 不明(31))
発見した袋数のうち、回収した袋数と未回収の袋数又は回収困難な袋数	398袋 (回収)		5袋 (未回収)	36袋 (回収困難)	
・袋が健全な袋数 ・内容物が入っていない又は袋が破損している袋数 ・袋の状態が不明な袋数	143袋 (健全)	255袋 (なし又は破損)  255袋 (なし(239)又は破損(16))		5袋 (なし)	36袋 (なし)
内容物が入っていない又は袋が破損している袋数のうち、「除去土壌」、「草木類又は分類困難」の袋数		19袋 (除去土壌)	247袋 (草木類(152)又は 分類困難(95))		

・下線部は前回(27年9月18日(金)18時時点)からの変更点

※2 回収困難な36袋のうちの5袋は、遭難した作業員が梵天大滝付近で発見した内容物が入っていない草木類の袋数を加えた値

平成 27 年 9 月  
環境省

## 飯舘村における土のう袋等の流出事案を踏まえた今後の対策

### 1. 再発防止策

#### ①浸水の恐れがあるエリアに一時置きする除去土壌等の袋への対応

- ・各自治体の浸水想定図等の入手、今回の豪雨で浸水したエリアの調査などから、浸水の恐れがあるエリア（以下「浸水注意エリア」）を設定。
- ・浸水注意エリアを、除染等工事の受注者に周知。
- ・浸水注意エリアの除染現場に除去土壌等を入れた土のう袋（以下「土のう袋等」）を一時置きする場合、できる限り一時置き期間を短くするため、タグ付け及びデータベース登録を優先的に行うとともに、仮置場等への搬出も優先的に実施する。

#### ②豪雨や出水が予想される場合の対応

- ・気象情報において、台風や大型の低気圧等による豪雨が予測される場合、浸水注意エリアに一時置きされている土のう袋等について、以下のいずれかの対策を取った上で、場所、袋数等を記録。
  - 浸水の懸念が少ない高台等に袋を移動
  - 複数の袋をロープで連結したうえ、現場にある重機等に固定

#### ③数量把握

- ・個々の除染工事現場ごとに下請業者が作成して元請業者に提出する日報に、当日の除染作業で発生した土のう袋等の数と可燃・不燃の別を記載し、元請業者が集約・集計。

### 2. 災害時連絡体制の強化

- ・本省、事務所（本所、支所）に加え、受注者を含めた、災害時の第1報及び重要情報を、迅速かつ確実に伝達するための連絡体制を整備し、関係者で共有。

### 3. 豪雨等の自然災害やその対応に当たっての安全確保

- ・ 災害発生時には、第三者及び除染等作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じることの再周知・確認の徹底。

今回、流出した土のう袋等回収する際には、

- ・ 適切な保護具等（ライフジャケット、親綱、ロープ、ヘルメット、ゴム手袋 等）の着用や携行。
- ・ 雨天時には直ちに作業を中断し、河床より退避するという作業手順の徹底。

### 4. 受注者への伝達

- ・ 9月17日に、直轄除染等工事の各受注者に、除染等工事共通仕様書の「工事中の安全確保」の記載を踏まえた防災体制の確立を指示。



## 指定廃棄物の一時保管場所の管理徹底に係る検討状況について

環境省 廃棄物・リサイクル対策部  
指定廃棄物対策担当参事官室

### 1. 背景

今般の台風 18 号に伴う関東・東北地方の豪雨では、指定廃棄物の一時保管場所に被害はなかったものの、今後、同様の甚大な自然災害に備えて、改めて、指定廃棄物の一時保管場所の管理を徹底する必要がある。

このため、以下のような対策を講じることについて現在検討を進めており、今後、速やかに対策を実施する予定。

### 2. 対策（案）

#### (1) 浸水のおそれのある一時保管場所の特定及び補強

- ① 各自治体の浸水想定図等の入手、今回の豪雨で浸水したエリアの調査等から、全ての指定廃棄物の一時保管場所について浸水の可能性を確認。
- ② 確認の結果、浸水の可能性があると考えられる一時保管場所については、改めて保管状況を確認するとともに、一時保管者や関係自治体と相談しながら、早急に保管の補強策を検討・実施。

<考えられる補強策の例>

- ・ 遮水シートの固定方法の強化
- ・ 浸水の懸念が少ない高台等に保管場所を移設

#### (2) 災害時連絡体制の強化

災害等発生時における指定廃棄物の保管状況の確認体制については、平成 25 年度に環境省が関係県へ事務連絡を発出している。この事務連絡も踏まえ、本省、地方環境事務所、関係自治体間の連絡網の更新を行うとともに、迅速かつ確実に被害の情報を伝達する体制について、関係者間で再度確認する。